

15. 受水槽方式から直結方式への切替

15.1 受水槽方式から直結方式への切替の設計における留意事項

厚生労働省通知「平成17年9月5日付健水第0905002号【受水槽以下設備を給水装置に切替える場合の手続きについて】」に基づき、水道部が定める下記の事項を遵守しなければならない。

1. 事前確認

受水槽式給水設備を直結給水方式の給水装置に変更する工事の承認を申し込む者（指定給水装置工事事業者が申込手続きを委任されている場合は、当該工事事業者）は、事前に次の(1)～(3)に掲げる場合に応じ、該当する事項を実施、確認すること。

(1) 更生工事の履歴のない受水槽方式給水設備から、直結給水方式に切替える場合

a 既設配管の材質

- 1) 「給水装置の構造及び材質の基準」（以下、「構造材質基準」という。）に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認する。
- 2) 構造材質基準に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管、給水用具に取り替える。
- 3) 埋め込み等により確認が困難な場合は、水道事業者の判断を求める。

b 既設配管の耐圧試験

- 1) 耐圧試験における水圧は1.75Mpaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。

c 水質試験

- 1) 直結給水への切替え前において、法第20条第3項に規定する者による水質試験を行い、法第4条に定める水質基準を満足していることを確認する。
- 2) 採水方法は、毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち採水するものとする。
- 3) 試験項目は、味、臭気、色度、濁度とする。

(2) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が明らかな場合

a 既設配管の材質

- 1) ライニングに使用された塗料が構造材質基準に適合した製品である場合は、施工計画書（工法、塗料、工程表等）及び施工計画に基づく施工報告書（写真添付）並びに塗料の進出性能基準適合証明書の確認を行う。
- 2) なお、塗料が第三者承認品である場合は、進出性能基準適合証明書に代えて認証登録証の写しとすることができる。

b 既設配管の耐圧試験

- 1) 耐圧試験における水圧は、1.75MPaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。

c 浸出性能確認の水質試験

- 1) 適切な施工が行われたことを確認するため、現地にて水道水を毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させた水を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、構造材質基準に基づく浸出等に関する基準を満足していることを確認する。
- 2) 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目とする。

(3) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が確認できない場合

a 既設配管の耐圧試験

- 1) 耐圧試験における水圧は、1.75Mpaを原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。

b 浸出性能試験

- 1) ライニングに使用された塗料については、既設給水管の一部をサンプリングし、それを供試体として公的検査機関で構造材質基準に基づく浸出性能試験を行い、浸出等に関する基準に適合していることを確認する。
- 2) 既設給水管のサンプリングが困難であり、浸出性能試験が実施できない場合は、現地にて水道水を16時間滞留させた水（給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していないもの）採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、浸出等に関する基準を満足していることを確認する。この場合において、一度の採水で5Lの水量を確保できない場合は、同じ操作を繰り返し行い、水量を確保する。
- 3) 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、浸出等に関する基準別表第1のすべての項目を行う。

2. 給水装置工事の申込み

受水槽方式の給水設備を給水装置に切替える工事は、既に給水の申込みを受け受水槽まで供給している給水装置に接続する工事であることから、給水装置の変更（改造）工事として取り扱う。なお、申込みに要する図書類は次のとおりとする。

図書類	(1)	(2)	(3)
給水装置工事新設等申込書	○	○	○
既設配管の材質確認書（図面及び現場確認）	○		
水質試験成績証明書	○		
塗料の浸出性能基準適合証明書。ただし、第三者認証品の場合は当該機関の認証登録証の写		○	
ライニングによる更生工事施工時の施工計画書		○	
同上施工報告書（写真添付）		○	
浸出性能確認の水質試験成績証明書		○	
浸出性能試験成績証明書			○
既設管の再利用に関する確認書	○	○	○
その他水道事業者が指示した図書	○	○	○

注：表中の（１）（２）（３）は、本文の１．事前確認に記述されている（１）（２）（３）のケースの工事をいう。

既設管の再利用に関する確認書は、埋込み等により構造材質の確認が困難な場合があること、及び水道部が耐圧試験の現地確認を行わないことから提出すること。